

平成 26 年 11 月 4 日

最低制限価格の設定について

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「当組合」といいます。）が入札に付す工事請負契約において、ダンピング受注を防ぎ、適切な競争環境及び工事施工の品質を確保することを目的に、下記のとおり最低制限価格を設定しますのでお知らせします。

なお、個別具体の案件においては、最低制限価格設定の有無について、入札公告又は発注予定表、指名通知等に明記しておりますので、入札に参加される方は確認されるようお願いいたします。

1 対象案件

当組合が入札に付す工事請負契約案件を対象とします。

2 設定範囲

予定価格の十分の八から三分の二の範囲内で個別案件毎に定めます。

3 適用時期

平成 26 年 11 月 4 日以降に発注する工事請負契約案件から適用します。

問合せ先：東京二十三区清掃一部事務組合
総務部契約管財課契約係
電話：03-6238-0663（直）